



個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といい、当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)の申込者(委託契約に係る連帯保証人予定者を含みます。また、委託契約への申込後、委託契約締結に至った者及びその連帯保証人も含みます。以下、「これらの人を併せて「申込者」といいます。)は、全保連株式会社(以下「当社」といいます。)が、本条項に従い、申込者の個人情報及び法人情報を取り扱うことに同意します。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」といい、申込書に相当する書式を含みます。)、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます)。

②委託契約に関する情報(賃貸物件の名称・所在地、賃料、口座情報、契約の種類、契約日、保証開始日、保証額等を含みます。)

③委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

④運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報。

⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公にされている情報。

第2条(法人情報)
法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる法人名・代表者名・所在地・電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。

①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員数、事業内容等の、申込書、委託契約兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます)。

②法人による前条第2号及び第3号に定める情報。

③登記事事証明書等に記載された法人確認のための情報。

④法人による前条第6号に定める情報。

第3条(連関する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第4条(個人情報の利用目的)
当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。本条項に別段の定めがある場合のほか、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。
②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。
③委託契約に基づく返済権の行使のため。
④当社のサービスの紹介のため。

⑤当社のサービスの品質向上のため。
⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。

⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行なうため。

⑧賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行業務を行うため。

⑨賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

第5条(個人情報の第三者への提供)
当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。

①法令に基づく場合。
②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2)申込者は、当社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

①第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸物件の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社に対し提供すること。

②当社が申込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡先又は担保権者に対し取引に必要な項目を電送等により提供すること。

③その他申込者が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条(第三者の範囲)
以下の場合は、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

①当社が利用目的の達成のために全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第7条(賃貸借保証委託情報取扱機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証委託情報取扱機関」とい

申込者は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報を並びに当社の与信判断に必要な情報を提出することに同意するとともに当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報・法人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

ます。)に提供することに同意します。

■加盟家賃債務保証情報取扱機関

名 称：一般社団法人 全国賃貸保証業協会(略称 LICC)
住 所：〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 22 番 6 号
電話番号：0570-086-110
URL：http://jpg.or.jp/

(2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機間に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

(3)申込者は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証委託情報取扱機間に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証委託契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

| | 登録情報 | 登録期間 |
|---|---|-------------------------------|
| 1 | 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報 | 下記の3又は4のいずれかの登録情報が登録されている期間 |
| 2 | 賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報 | |
| 3 | 委託契約又は保証契約の申込をした事実 | 当社が加盟家賃債務保証情報取扱機間に照会した日から6ヶ月間 |
| 4 | 当社の賃貸人に対する支払い状況、返済金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報 | 契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間 |

(4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかる情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証委託情報取扱機間に登録する目的で提供することに同意します。

(5)原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証委託情報取扱機間に登録される個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟家賃債務保証委託情報取扱機間に定める手続き及び方法によって行なうことができます。

第8条(信用情報機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)に提供することに同意します。

■加盟先機関
名 称：株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC)
電話番号：0570-055-955
URL：https://www.jicc.co.jp

(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に対して、申込者について照会をかけた際、加盟先機関及び提携先機関に申込者の第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報、申込者に対する金融機関からの貸付け情報(以下、単に「貸付け情報」といいます。)その他の情報(加盟先機関及び提携先機関の他の加盟会員と申込者との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の情報を含みます。)が登録されている場合、当社は、これらの情報の提供を受け、提供を受けたこれらの情報を、第4条の利用目的の定めに従わらず、申込者と当社との間で委託契約を締結することの可否を審査する前提となる申込者の返済又は支払能力を調査・判断する目的のみに利用します。

■提携先機関
名 称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：03-3214-5020

URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

名 称：株式会社 シー・アイ・シー(略称CIC)

電話番号：0120-810-414

URL：https://www.cic.co.jp/

(3)①第1条で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は賃貸借申込物件の賃料等1ヶ月分に相当する額とします。また、当社が前項の照会をかけた場合の申込者の申込日及び申込品種別等の情報(以下「申込情報」といいます。)は、加盟先機関に登録され、この登録期間は、当社が加盟先機関に照会した日から6ヶ月以内です。

②第1条で当社が提供する個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間は以下の通りです。

ア 申込者を特定するための情報(申込者が個人の場合：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先電話番号等。申込者が法人の場合：法人名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月日等)。

イ 契約内容(第1条2号の情報のうち、契約の種類、契約日、保証額、賃貸物件の名称・所在地等)・返済状況(第1条3号の情報のうち、入金日、入金予定期、完済日等)・取引事実(第1条3号の情報のうち、保証履行日、保証履行日等)・債権譲渡の事実に関する情報のいずれかが登録されている期間

③契約内容・返済状況・取引事実に関する情報
委託契約継続中及び終了後の5年以内

ウ 債権譲渡の事実に関する情報
当該事実の発生日から1年内

④加盟先機関は、当社が第1条で提供した個人情報及び法人情報並びに第1号の申込情報を、加盟先機関に登録している他の加盟会員及び提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。これら加盟会員は、当該個人情報及び法人情報並びに申込情報を、申込者の返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

④申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報

1 契約内容・返済状況・取引事実に関する情報
委託契約継続中及び終了後の5年以内

ウ 債権譲渡の事実に関する情報
当該事実の発生日から1年内

③加盟先機関は、当社が第1条で提供した個人情報及び法人情報並びに第1号の申込情報を、加盟先機関に登録している他の加盟会員及び提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。これら加盟会員は、当該個人情報及び法人情報並びに申込情報を、申込者の返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。



賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

| | | |
|--------------------|--|--|
| 商号又は名称 | 全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録 | |
| 本社所在地 及び 連絡先 | 【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840 | 【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901 |
| 問い合わせ 窓口 | 沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00 | |

2. 保証内容及び保証限度額

| | | |
|-------|---|---------------|
| 保証の範囲 | 保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。 | |
| 保証限度額 | 住居学生 | 月額賃料の24か月分相当額 |
| | 住居 | |
| | 店舗・事務所 | |
| | 倉庫 | 月額賃料の6か月分相当額 |
| | トランクルーム | |
| | 駐車場 | 月額賃料の12か月分相当額 |

3. 弁済に係る求償権行使

| | |
|-------|--|
| 求償権行使 | 賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。 |
| 費用 | 代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。 |

4. 保証委託料及び保証期間

| | | |
|--|--|---|
| 保証委託料 | ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 | |
| | 住居 | 初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年1万円 |
| | 店舗・事務所 | 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円) |
| | 倉庫 | 初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円) |
| | 住居学生 | 初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円 |
| | 住居 | 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円) |
| | 駐車場 | 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円) |
| | トランクルーム | 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円) |
| ※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。 | | |
| 保証期間 | 本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。 | |

5. 中途解約及び解除事由

| | |
|------|---|
| 中途解約 | 本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。 |
| 解除事由 | 保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合 |